

やまぐち森林づくり県民税

実施期間延長のお知らせ

山 口 県

県土の7割を占める森林は、山地での災害防止をはじめ、水源のかん養や快適な生活環境の形成など、多面的な機能を有しており、その働きを通じ、県民の暮らしや産業活動に様々な恩恵をもたらしています。

県では、こうした県民共有の財産である森林を、健全な姿で次世代へ引き継ぐため、「やまぐち森林づくり県民税」を活用し、荒廃森林の整備や繁茂竹林の伐採等を計画的に実施するとともに、地域において様々な森林づくり活動に取り組むボランティア団体を支援するなど、県民参加の森林づくりを積極的に推進してきました。

第4期実施期間の最終年度である令和6年度に、事業実績を検証した上で、「やまぐち森林づくり推進協議会」や、アンケート調査等により県民の皆様の意見を伺いながら検討を行った結果、実施期間を5年間延長することとしました。

皆様のご理解とご協力をお願いします。

● やまぐち森林づくり県民税の概要

やまぐち森林づくり県民税は、県民税均等割額に一定額を加算して納めていただきます。

納 め る 方	【個人】 県内に住所がある方、県内に事務所、事業所又は家屋敷を有する方 【法人】 県内に事務所、事業所を有する法人等			
納 め る 額 (加算する額)	【個人】 年額 500円 【法人】 年額 1,000円～40,000円(県民税均等割額の5%相当額)			
	資本金等の額	県民税均等割額	加算する額	納付する額
	50億円超	年額 800,000円	40,000円	840,000円
	10億円超～50億円以下	年額 540,000円	27,000円	567,000円
	1億円超～10億円以下	年額 130,000円	6,500円	136,500円
	1千万円超～1億円以下	年額 50,000円	2,500円	52,500円
	1千万円以下	年額 20,000円	1,000円	21,000円
実 施 期 間	【個人】 平成17年度分から令和11年度分までの間 【法人】 平成17年4月1日から令和12年3月31日までの間に開始する事業年度分			

● やまぐち森林づくり県民税の使途

森林の活力再生に向け、荒廃森林の整備や繁茂竹林の伐採の継続、多様な主体による里山等の整備を推進するとともに、県民が森林と関わり合う仕組みづくりや情報発信に取り組みます。

森林機能回復対策

- 奥山等の荒廃したスギ・ヒノキ人工林において、強度な間伐を実施し、林内植生の回復を促進させ、健全な森林へ誘導

繁茂竹林対策

- 繁茂・拡大した竹林及び伐採後の再生竹の除去等を行い、自然林への更新を誘導

里山等の整備支援

- 県民生活に身近な集落周辺の森林を、地域住民等が主体となり再生・保全する取組を支援

森林づくり活動人材の確保・育成

- 森林づくり活動スタートアップ研修や地域でのボランティアミーティングの実施による人材の確保・育成の促進

里山活動団体の強化や地域の核団体の育成支援

- 地域での里山活動団体の交流、広域的な森林づくり活動等への支援

イベントや多様な媒体を活用した情報の発信

- 県下各地で開催されるイベントやSNS、動画等を活用した普及啓発

◆ お問い合わせ先 ◆

税の仕組みに関すること	税の使途に関すること
総務部税務課 TEL 083(933)2277 ホームページ https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a10700/shinrin/shinrin.html	農林水産部森林企画課 TEL 083(933)3464 ホームページ https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/106/22711.html